

( 外交防衛委員会 )

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給の特別調整額の上限の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額額の百分の二十五を超えてはならないものとする。
- 二、事務官等及び自衛官に対して支給する手当として、広域異動手当を新設する。
- 三、本法律は、平成十九年四月一日から施行する。